

8

122

事業報告書
(自 令和 7年 6月 1日 至 令和 8年 5月31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人社団久仁会 長久天満診療所
① ☐財団 ☒社団 (☐出資持分なし ☒出資持分あり)
② ☐社会医療法人 ☐特定医療法人 ☐出資額限度法人
☒その他
③ ☐基金制度採用 ☒基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 姫路市大津区天神町1丁目5番地2
- (3) 設立認可年月日 平成 1 年 6 月 8 日
- (4) 設立登記年月日 平成 1 年 7 月 18 日

2 事業の概要

(1) 本来業務 (開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院(医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。))の業務)

種 類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開 設 場 所	許可病床数
診療所	長久天満診療所	2814006884	兵庫姫路市大津区天神町1-55-2	一般病棟 0床

- (2) 附帯業務 (医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務)
- (3) 収益業務 (社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務)
- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

法人名 医療法人社団久仁会 長久天満診療所
所在地 姫路市大津区天神町1丁目5番地2

※医療法人整理番号

財 産 目 録
(令和 8年 5月31日現在)

1. 資 産 額 494,300 千円
2. 負 債 額 3,778 千円
3. 純 資 産 額 490,522 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分		金 額
A	流 動 資 産	371,787
B	固 定 資 産	122,513
C	資 産 合 計 (A + B)	494,300
D	負 債 合 計	3,778
E	純 資 産 (C - D)	490,522

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))
建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

法人名 医療法人社団久仁会 長久天満診療所
所在地 姫路市大津区天神町1丁目55番地2

※医療法人整理番号

貸 借 対 照 表
(令和 8年 5月31日 現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	371,787	I 流 動 負 債	3,778
II 固 定 資 産	122,513	負 債 合 計	3,778
1 有 形 固 定 資 産	55,848	純 資 産 の 部	
2 無 形 固 定 資 産	634	科 目	金 額
3 投 資 等	66,030	I 資 本 金	10,000
		II 利 益 剰 余 金	480,522
		純 資 産 合 計	490,522
資 産 合 計	494,300	負 債 ・ 純 資 産 合 計	494,300

法人名 医療法人社団久仁会 長久天満診療所
所在地 姫路市大津区天神町1丁目5番地2

※医療法人整理番号

損 益 計 算 書

(自 令和 7年 6月 1日 至 令和 8年 5月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事 業 損 益	
A 本 来 業 務 事 業 損 益	
1 事 業 収 益	116,175
2 事 業 費 用	125,991
本 来 業 務 事 業 損 失	9,815
事 業 損 失	9,815
II 事 業 外 収 益	1,392
III 事 業 外 費 用	45
経 常 損 失	8,468
税 引 前 当 期 損 失	8,468
法 人 税 等	82
当 期 損 失	8,550

監 事 監 査 報 告 書

医療法人社団久仁会長久天満診療所
理事長 長久裕史 様

私たちは、医療法人社団久仁会長久天満診療所の令和6会計年度（令和 7年 6月 1日から令和 8年 5月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 8年 7月25日

医療法人社団久仁会 長久天満診療所

監事

松本 郁雄